

2018年4月10日 全11頁

米国鉄鋼輸入制限の米国外向け輸出への影響

中国以外のアジアの国々と日本の鉄鋼輸出の競合に要注意

経済調査部 主席研究員 金子 実
研究員 永井 寛之
研究員 中田 理恵

[要約]

- 米国は、2018年3月23日より、鉄鋼の輸入に25%の関税を賦課する輸入制限を開始した。本稿では、輸入制限の対象となって米国向けに輸出できなくなった鉄鋼は、輸出国・地域の従来の輸出先シェアに応じて、米国以外の国・地域に輸出されようとするという仮定において、輸入制限の日本の鉄鋼輸出への影響を分析した。現実の影響は価格と数量の両面に及ぶが、分析の単純化のため、日本の主な鉄鋼輸出先における鉄鋼輸入に対する需要量は変化しないという仮定を置いて、輸出数量に与える影響のみを分析した。
- 日本から米国に輸出されている鉄鋼は特殊なものなので、関税が賦課されてもあまり減らないという見方が報じられることが多いが、本稿では、日本から米国に輸出されている鉄鋼も一律に減少して、米国以外に輸出されようとする仮定した。その結果、日本は、米国向け鉄鋼輸出が減少しても、米国以外への鉄鋼輸出を増加させることが難しいとの分析結果となった。
- 米国の鉄鋼輸入の過半が適用除外となったことから、その分米国以外に振り向けられようとする鉄鋼輸出は減少していると考えられる。しかし、適用除外となった国・地域から日本の主な鉄鋼輸出先に輸出されている鉄鋼は比較的少なく、一部の国・地域が適用除外となったことが日本が鉄鋼輸出を米国以外に振り向ける余地を拡大する効果は、限定的であるとの分析結果となった。
- 他方、日本に近いアジアの国・地域であるベトナム、韓国、台湾、タイは、鉄鋼輸出の米国向け集中度が高く、米国向け輸出を日本の主な鉄鋼輸出先にシフトしようとする傾向が強いことから、日本が鉄鋼輸出を米国以外に振り向けることを難しくしている主な国・地域になっているとの分析結果となった。
- 中国もアジアの国で、日本の鉄鋼輸出の最大の競合相手である。しかし、中国の鉄鋼輸出は、米国の輸入制限の開始前から米国向け集中度が低く、アジア新興国へのシフトが進んでおり、米国の輸入制限が中国と日本の鉄鋼輸出の競合に与える影響は、限定的であるという分析結果となった。

1. 本稿の分析の目的、考え方、仮定

米国は、2018年3月23日より、米国通商拡大法第232条に基づき、一部の国・地域からの輸入を除き、鉄鋼の輸入に25%の関税を追加的に賦課する輸入制限を開始した。日本からの輸入も対象となっており、日本の米国向けの鉄鋼輸出も悪影響を受ける恐れがある。ただ、新聞等の報道では、日本以外の国・地域から米国に輸出されていた鉄鋼が、輸入制限により米国以外の国・地域に流入して、日本の鉄鋼輸出と競合することへの恐れの方が、より強調されているように見受けられる。

米国向けに輸出されていた鉄鋼のうち、どの程度が輸入制限により米国向けに輸出できなくなるかについては、米国の安全保障のために鉄鋼の輸入を制限する必要があるとの結論を出した2018年1月11日付けの米商務省調査結果が、参考になるデータを提供している。米商務省調査結果では、米国の安全保障のためには米国の鉄鋼産業の稼働率を引き上げる必要があり、そのために、輸入による鉄鋼の供給の一部を、米国の鉄鋼産業の生産による供給に切り替える必要があるとしている。そして、そのための輸入制限措置として3つの選択肢が示されており、それらの中に、全世界からの輸入に対する24%の関税の追加的賦課の選択肢と、全世界からの輸入を2017年水準から37%減少させる数量制限の選択肢が含まれている¹。つまり、24%の関税の追加的賦課は、輸入数量を2017年水準から37%減少させる輸入制限措置と同等の効果を持つとされている。

本稿では、分析の単純化のために、米国の追加的な関税賦課は、対象となる鉄鋼輸入の数量を、2017年の水準から37%減少させると仮定して、米国に輸出できなくなった鉄鋼が米国以外の国・地域への輸出に振り向けられると、日本の鉄鋼輸出にどのような影響を及ぼすのかを分析する。米商務省調査結果の輸入制限の選択肢の一つである24%の関税の追加的賦課は、実際に開始された輸入制限といくつかの点で異なっている。実際に開始された輸入制限では、追加的に賦課された関税は、24%ではなく25%である。また、実際に開始された輸入制限では、一部の国・地域からの輸入は適用除外とされており、そのことが、輸入制限の対象となった国・地域から米国への鉄鋼輸入にも影響を与える可能性がある。しかし、分析の単純化のため、これらの違いは考慮しない²。

また、分析の単純化のため、各国・地域の中における鉄鋼の需給と、各国・地域間の貿易における鉄鋼の需給は、切り離されていると仮定する。すなわち、米国に輸出できなくなった鉄鋼は、輸出国・地域の中の需要に回ることはなく、全て米国以外の国・地域への輸出に振り向けられると仮定する。そして、米国以外のどの国・地域への輸出に振り向けられるかについては、各鉄鋼輸出国・地域の従来への輸出先国・地域シェアに比例して、追加的に割り振られると仮定する。

¹ 大和総研レポート「中国の鉄鋼の過剰生産能力と米国の通商政策」（金子実/永井寛之/中田理恵）[2018年2月23日]

https://www.dir.co.jp/report/research/economics/china/20180223_012770.html の p.2 参照。

² 従って、一部の国・地域が輸入制限の適用除外とされたことにより、輸入制限による鉄鋼輸入の減少量の合計は、米商務省調査結果が必要としていた鉄鋼輸入の減少量の合計に達していないと仮定している。

さらに、分析の単純化のため、鉄鋼輸出国・地域としては、米国の主な鉄鋼輸入先国・地域を取り上げて、米国の輸入制限がそれらの国・地域の鉄鋼輸出に与える影響を集計する。また、鉄鋼輸入国・地域としては、日本の鉄鋼輸出への影響を見るための分析であることから、日本の主な鉄鋼輸出先で米国以外の国・地域を取り上げて、米国の輸入制限がそれらの国・地域の鉄鋼の輸入に与える影響を集計する。

2. 米国の主な鉄鋼輸入先国・地域（鉄鋼輸出国・地域としての分析対象）

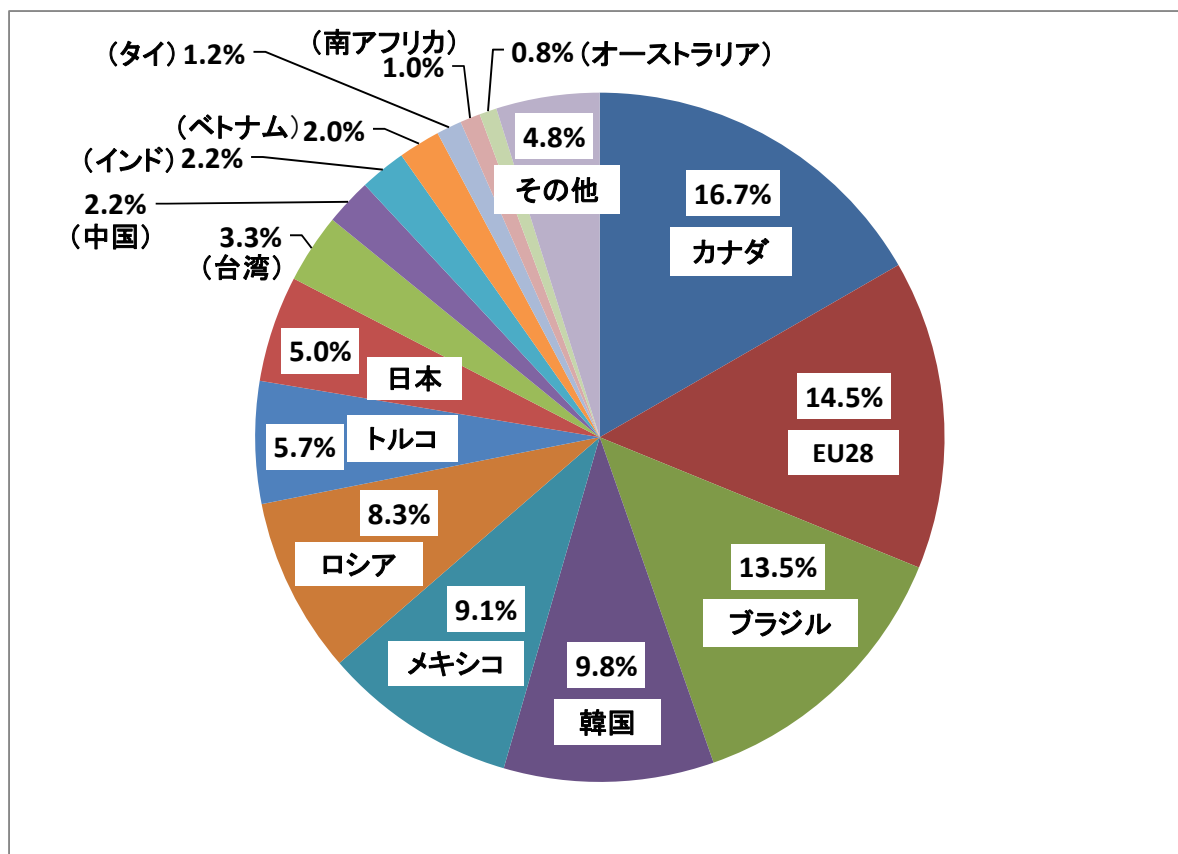
まず、米国の鉄鋼輸入における輸入先国・地域別のシェアを見ることにより、鉄鋼輸出国・地域としての本稿の主な分析対象を特定する。米国の鉄鋼輸入制限の対象品目は、米商務省が Steel Mill Products と呼んで輸入をフォローしてきた品目であり、その HS コード 6 桁分類は、7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90 であることが、輸入制限の発動を決定した 2018 年 3 月 8 日付けの大統領布告に記載されている³。（同大統領布告では、steel mill articles (steel articles) と呼ばれているが、本稿では、鉄鋼と呼ぶこととする。）従って、以下の分析における鉄鋼の輸出入は、これらの HS コード 6 桁分類に含まれる品目の輸出入の重量ベースの量である。

米国の鉄鋼輸入における輸入先国・地域別のシェアを、2017 年について大きい順に見たものが、図表 1 である。この図表 1 を見ると、上位 1 位のカナダから 15 位のオーストラリアまでのシェアを合計すると、米国の鉄鋼輸入の 95% 以上となる。本稿では、これらの国・地域について分析することにより、米国の輸入制限が米国以外の国・地域への鉄鋼輸出に与える影響の全体の傾向がわかると考えて、これら 15 ヶ国・地域を鉄鋼輸出国・地域としての本稿の主な分析対象とする。

これら 15 ヶ国・地域の中で、主に上位輸入先国・地域のいくつかは、当面の間、米国の輸入制限の適用除外とされており、それらの国・地域からの米国向け鉄鋼輸出は、米国以外の国・地域への輸出に振り向けられることにならない。2018 年 3 月 8 日付けの大統領布告では、適用除外国・地域はカナダ、メキシコのみであったが、輸入制限開始の直前に出された 2018 年 3 月 22 日の大統領布告では、EU、ブラジル、韓国、オーストラリア、アルゼンチンも、適用除外国・地域に加えられた。ただし、これらの国・地域のうち韓国については、追加的関税賦課の適用除外を恒久措置とする一方で、2015 年～2017 年の米国の韓国からの鉄鋼輸入の平均の 70% の水準で数量制限を実施する方向であるとのことから、数量制限により米国に輸出できなくなる鉄鋼が、米国以外の国・地域に振り向けられると考えることとする。2015 年～2017 年の米国の韓国からの鉄鋼輸入の平均の 70% は、2017 年の水準の約 74% にあたる。

³ 米ホワイトハウス “Presidential Proclamation on Adjusting Imports of Steel into the United States”
March 8, 2018
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-proclamation-adjusting-imports-steel-united-states/> 参照。

図表 1 米国の鉄鋼輸入における輸入先国・地域別のシェア（2017年）



(注) 鉄鋼は、HSコード6桁分類で7206.10~7216.50、7216.99~7301.10、7302.10、7302.40~7302.90、7304.10~7306.9に分類される品目。

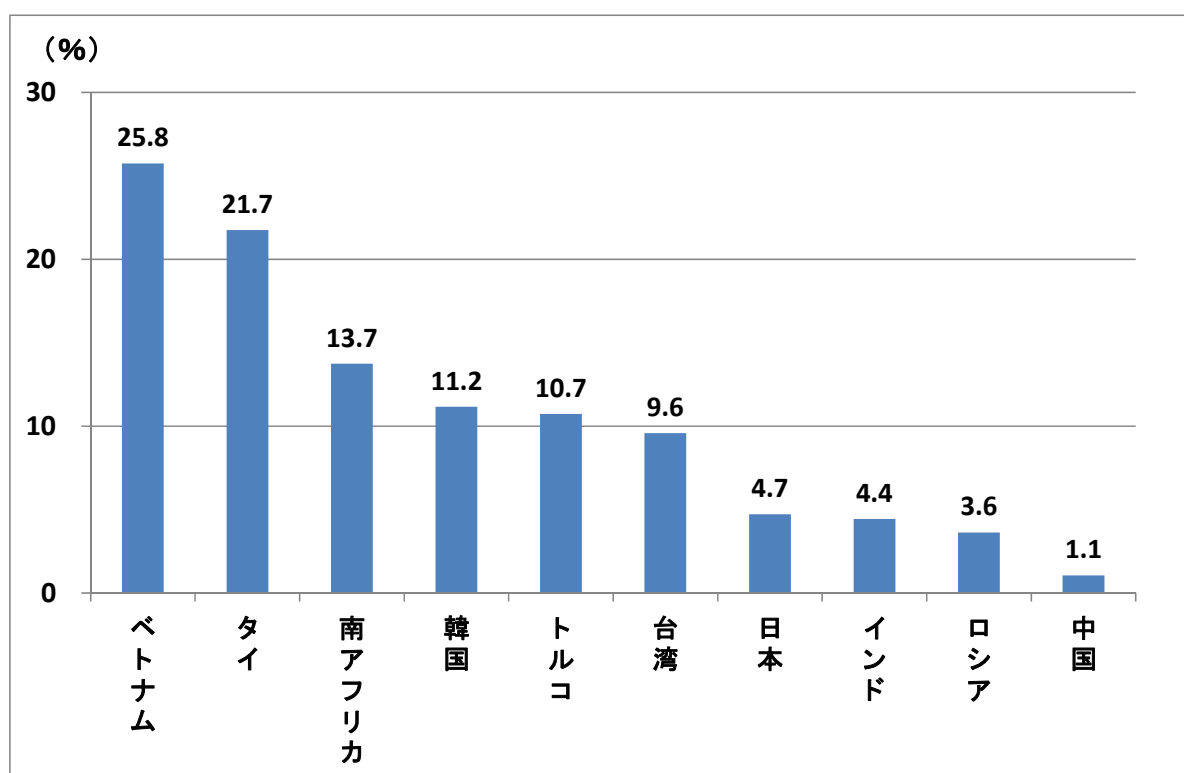
(出所) Global Trade Atlas より大和総研作成

米国の鉄鋼輸入先上位15ヶ国・地域の中で、25%の追加的な関税賦課の対象となる輸入先国・地域は、シェアがロシア以下の国・地域（ただしオーストラリアは除く）であり、それらの国・地域の2017年の米国向け鉄鋼輸出量の37%が米国に輸出できなくなって、米国以外の国・地域への輸出に振り向けられると考えることとする。本稿の分析においては、既に見た通り、米国以外の国・地域への輸出に振り向けられる鉄鋼は、各鉄鋼輸出国・地域の従来の輸出先シェアに比例して追加的に割り振られると仮定する。従って、各鉄鋼輸出国・地域の従来の輸出実績に対して、米国向けに輸出できなくなった鉄鋼がどの程度追加的に割り振られるかは、各鉄鋼輸出国・地域の2017年の米国向け輸出実績と米国以外向け輸出実績の比率、すなわち各鉄鋼輸出国・地域の2017年の鉄鋼輸出に占める米国向け鉄鋼輸出のシェア（以下、「鉄鋼輸出の米国向け集中度」という）により決まることになる。図表2は、この鉄鋼輸出の米国向け集中度を、シェアがロシア以下の国・地域（ただしオーストラリアを除く）と韓国について見たものである。

本稿の仮定においては、鉄鋼輸出の米国向け集中度が低い国・地域ほど、米国の輸入制限により米国以外の国・地域への鉄鋼輸出を追加しようとする率が低い。この図表2において鉄鋼輸出の米国向け集中度の最も低いのは、中国である。このこと背景には、リーマン・ショ

ック以降、米国の中国からの鉄鋼輸入の回復は、力強さを欠くものとなっている一方、中国の鉄鋼輸出のアジア新興国へのシフトが進展したことがあると考えられる⁴。日本の鉄鋼産業関係者が日本と日本以外の国・地域との鉄鋼輸出の競合を懸念する場合、第一に想定する競合先は中国である場合が多く、その背景には、日本の主な鉄鋼輸出先国においては、中国からの輸入も大きなシェアを占めていることが多いことがあると考えられる。しかし、本稿の分析の仮定においては、米国の輸入制限によって中国が米国以外の国・地域への鉄鋼輸出を追加しようとする率は、高くないと考えられる。

図表 2 米国の輸入制限の主な対象国・地域における鉄鋼輸出の米国向け集中度（2017年）



(注1) 鉄鋼は、HSコード6桁分類で7206.10~7216.50、7216.99~7301.10、7302.10、7302.40~7302.90、7304.10~7306.9に分類される品目。

(注2) ベトナムについては、2016年のデータ。

(注3) ロシアについては、2016年の実績に、2017年1~11月の前年同期比を乗じて算出。

(出所) Global Trade Atlas より大和総研作成

他方、図表2において鉄鋼輸出に占める米国向けの集中度が特に高いのは、ベトナムとタイである。このことは、これら2ヶ国は、米国の輸入制限によって、米国以外の国・地域への鉄鋼輸出を追加しようとする率が高いことを意味している。従って、日本の鉄鋼輸出先で、これら2ヶ国からの輸出との競合がある場合には、米国の輸入制限により競合が激しくなりやすいと考えられる。

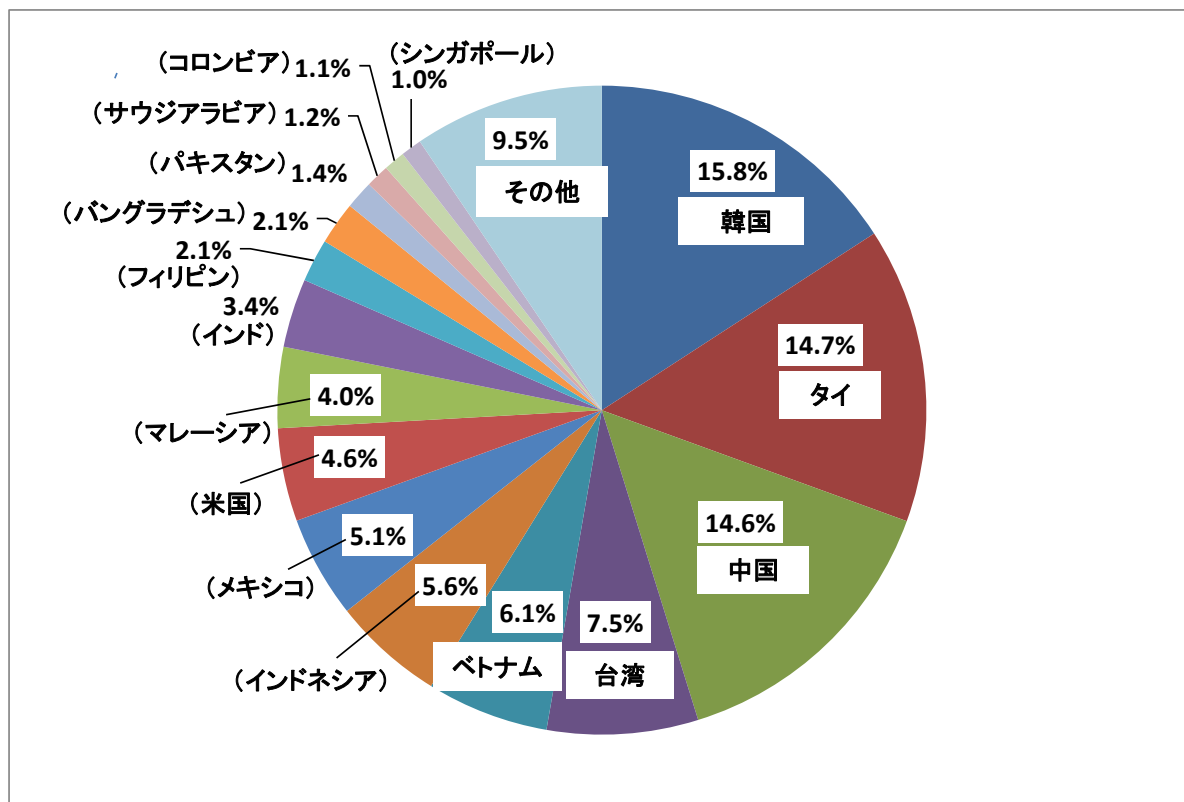
⁴ 大和総研レポート「中国の鉄鋼の過剰生産能力と米国の通商政策」（金子実/永井寛之/中田理恵）[2018年2月23日]

https://www.dir.co.jp/report/research/economics/china/20180223_012770.html のp.5の図表2、p.11の図表7などを参照。ただし、この「中国の鉄鋼の過剰生産能力と米国の通商政策」の分析に使われている鉄鋼貿易についてのデータは金額ベースであり、本稿の分析で使われている重量ベースのデータと異なっている。

3. 日本の主な鉄鋼輸出先国・地域（鉄鋼輸入国・地域としての分析対象）

次に、日本の鉄鋼輸出における輸出先国・地域別のシェアを見ることにより、鉄鋼輸入国・地域としての本稿の分析対象を特定する。日本の鉄鋼輸出における輸出先国・地域別のシェアを、2017年について大きい順に見たものが、図表3である。

図表3 日本の鉄鋼輸出における輸出先国・地域別のシェア（2017年）



（注）鉄鋼は、HSコード6桁分類で7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.9に分類される品目。

（出所）Global Trade Atlas より大和総研作成

分析対象とする鉄鋼輸入国・地域は、日本の鉄鋼輸出先としてのシェアが高い順に取り上げるが、分析の目的は米国以外の国・地域における鉄鋼輸入の競合の状況を見ることなので、米国は除く必要がある。米国を除いた上位15ヶ国・地域を取り上げることにより、日本の鉄鋼輸出の85%以上のシェアの輸出先について分析することができ、それで米国の輸入制限が日本とその他の国・地域の鉄鋼輸出の競合の状況に与える影響の全体の傾向がわかると考えて、これら15ヶ国・地域を鉄鋼輸入国・地域としての本稿の分析対象とするとする。

これら15ヶ国・地域は、日本からの鉄鋼輸出量が比較的大きい国・地域なので、本稿の仮定においては、鉄鋼輸出に占めるこれら15ヶ国・地域向け輸出のシェアが高い国・地域が米国の輸入制限の対象になると、日本の鉄鋼輸出との競合に与える影響が強いことになる。

4. 米国の輸入制限により日本の主な鉄鋼輸出先に向かう鉄鋼輸出の集計

以上においては、鉄鋼輸出国・地域としての本稿の主な分析対象と鉄鋼輸入国・地域としての本稿の分析対象を特定したが、以下においては、米国の輸入制限により、米国に輸出されていた鉄鋼が米国以外の国・地域に輸出されようとする事により、これらの国・地域の間で、どの程度の鉄鋼が追加的に輸出入されようとするのかを集計する。

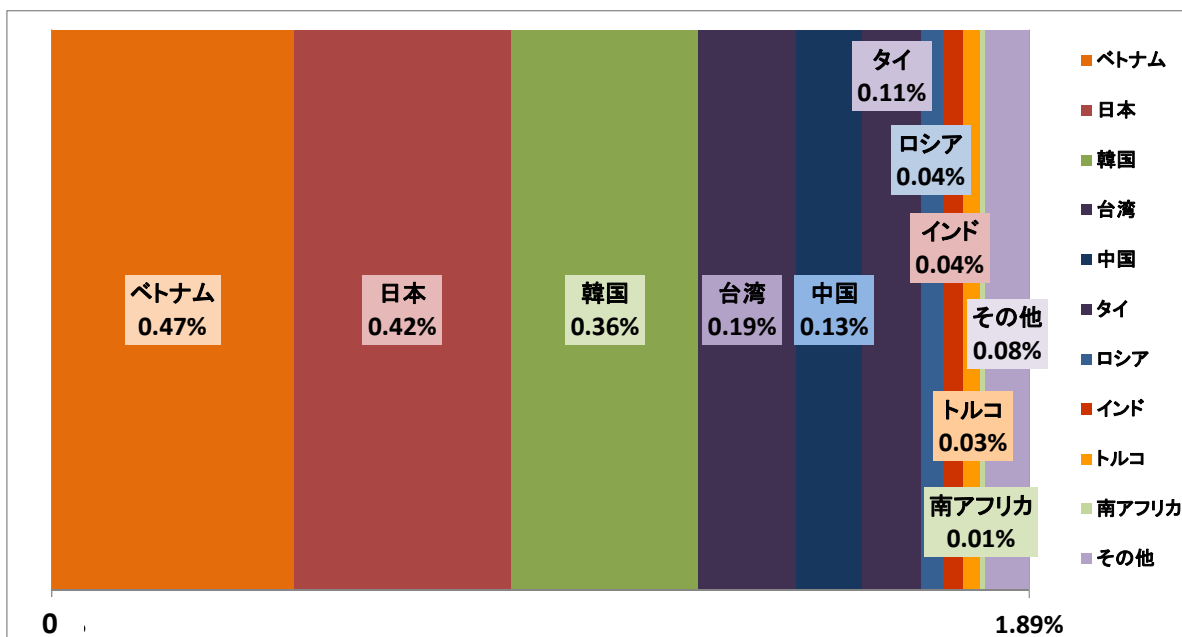
集計においては、まず米国の輸入制限の対象となった鉄鋼輸出国・地域の前掲図表 2 で見た鉄鋼輸出の米国向け集中度から、米国以外の国・地域への鉄鋼輸出が、従来の輸出実績に対してどのような比率で追加されようとするのかを算出する。そして、日本の主な鉄鋼輸出先として取り上げた 15 ヶ国・地域の 2017 年の輸入先別の鉄鋼輸入にその比率を乗じて、鉄鋼輸入がどの程度追加されようとするのかを算出した値を、鉄鋼輸出国・地域毎に集計する。

なお、日本の主な鉄鋼輸出先として取り上げた 15 ヶ国・地域では、鉄鋼輸出国・地域としての本稿の主な分析対象以外からも少量の鉄鋼が輸入されており、その輸入先国・地域の中にも、米国の輸入制限の対象となって米国以外への鉄鋼輸出を追加しようとする国・地域が含まれていると考えられる。そこで、分析の単純化のため、この輸入先国・地域を「その他」としてひとまとまりと考えて、その鉄鋼輸出の米国向け集中度を推計して、鉄鋼輸出国・地域としての本稿の主な分析対象以外からの少量の鉄鋼輸入に対して、どの程度の鉄鋼輸入が追加されようとするのかを推計する。

以上の手順で、米国の輸入制限により、米国に輸出されていた鉄鋼が、日本の主な鉄鋼輸出先として取り上げた 15 ヶ国・地域にどの程度追加的に振り向けられるかを推計して、それら 15 ヶ国・地域の 2017 年の鉄鋼輸入の合計に対する比率を見たものが、図表 4 である。この図表 4 を見ると、米国の輸入制限によって、米国に輸出されていた鉄鋼が日本の主な鉄鋼輸出先に振り向けられることにより、日本の主な鉄鋼輸出先に輸出されようとする鉄鋼は、合計で 1.89% 増加する。日本の主な鉄鋼輸出先における鉄鋼輸入に対する需要が同じ率で増加しない限り、鉄鋼輸出の競争が激しくなり、市況の悪化等により調整されることが必要となる。

この増加を構成する日本以外の鉄鋼輸出国の寄与度を見ると、ベトナム、韓国、台湾、中国、タイの順となっている。ベトナム、タイについては、米国の鉄鋼輸入先としてのシェアはあまり大きくないが、鉄鋼輸出の米国向け集中度が特に高く、寄与度が高くなったものと考えられる。韓国、台湾については、米国の鉄鋼輸入先としてのシェアがかなり高く、鉄鋼輸出における米国向け集中度も日本の 2 倍程度とかなり高いことから、寄与度が高くなったものと考えられる。中国については、米国の鉄鋼輸入先としてのシェアは、ベトナム、タイよりは高いが、鉄鋼輸出の米国向け集中度が主な分析対象の鉄鋼輸出国の中で最も低く、日本の主な鉄鋼輸出先に輸出されようとする鉄鋼の増加における寄与度は、タイを上回っているものの、ベトナム、韓国、台湾を下回っている。

図表4 米国の輸入制限により日本の主な鉄鋼輸出先に向かう鉄鋼輸出（対2017年輸入計比）



(注1) 日本の主な鉄鋼輸出先は、2017年における、米国を除く日本の鉄鋼輸出先上位15ヶ国・地域（図表3参照）（鉄鋼輸入国・地域としての本稿の分析対象）。

(注2) 対2017年輸入計比は、日本の主な鉄鋼輸出先15ヶ国・地域の2017年の鉄鋼輸入の合計に対する比率。本グラフにおいてパーセント単位で示されている比率は、すべてこの比率。

(注3) グラフ内の国・地域は、2017年における米国の鉄鋼輸入先上位15ヶ国・地域（鉄鋼輸出国・地域としての本稿の主な分析対象）のうち、米国の輸入制限の対象となっている国・地域（図表1、図表2参照）。

(注4) 米国の輸入制限により日本の主な鉄鋼輸出先に向かう鉄鋼輸出は、グラフ内の国・地域については、2017年の各国・地域の鉄鋼輸出の米国向け集中度から、米国の輸入制限の対象になった場合に米国以外の国・地域向けの鉄鋼輸出が追加されようとする比率を算出し、日本の主な鉄鋼輸出先の各国・地域の2017年の輸入先別の鉄鋼輸入にその比率を乗じた値を集計した値。グラフ内のその他については、米国の鉄鋼輸入先上位15ヶ国・地域以外の国・地域の2017年の対世界鉄鋼輸出の合計と、それらの国・地域からの2017年の米国の鉄鋼輸入から、それらの国・地域をひとまとまりと考えた場合の鉄鋼輸出の米国向け集中度を推計して、日本の主な鉄鋼輸出先の各国・地域の米国の鉄鋼輸入先上位15ヶ国・地域以外の国・地域からの鉄鋼輸入が、米国の輸入制限によりどの程度追加されようとするのかを推計して、集計した値。

(注5) ベトナム、インドネシア、バングラデシュ、パキスタン、サウジアラビア、ロシアの2017年の輸出入については、2017年の実績値が利用できなかったため、過去の実績値や伸び率などにより推計。

(注6) 鉄鋼は、HSコード6桁分類で7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.9に分類される品目。

(出所) Global Trade Atlas より大和総研作成

5. 米国の輸入制限の日本の主な鉄鋼輸出先におけるシェアへの影響

以上においては、米国の輸入制限により日本の主な鉄鋼輸出先に向かう鉄鋼輸出を集計したが、これは、米国向けの輸出を制限された鉄鋼輸出国が鉄鋼輸出の合計を減らさないという仮定に基づく集計である。しかし、日本の主な鉄鋼輸出先における鉄鋼輸入に対する需要がそれに応じて増加するという仮定は現実的でなく、実際には、鉄鋼輸入に対する需要がそれほどは増加せず、供給が需要を上回って、市況が悪化する可能性が高い。

市況の悪化の程度や過程を分析することは難しいが、日本の主な鉄鋼輸出先における鉄鋼輸入に対する需要をひとまとまりと考えて変化しないと仮定して、各鉄鋼輸出国・地域の鉄鋼輸出が同じ率で縮小することにより、鉄鋼輸出による供給と鉄鋼輸入に対する需要が均衡に至る

と仮定して分析することは難しくない。この分析においては、米国の輸入制限により日本の主な鉄鋼輸出先に向かう鉄鋼輸出について既に行った集計結果を使って、日本の主な鉄鋼輸出先における鉄鋼輸入の輸入先国・地域別シェアが、米国の輸入制限によりどう変化するかを見る。そして、シェアが拡大した国・地域からの輸出は増加して、シェアが縮小した国・地域からの輸出は減少すると考える。

新聞等の報道では、日本の鉄鋼産業関係者は、日本から米国に輸出されている鉄鋼は米国内で調達することが難しい特殊なものなので、米国で 25%の関税を追加的に賦課されても、日本から米国に輸出される鉄鋼はあまり減らないと考えていると報じられることが多い。しかし、本稿においては、米国に輸出されている鉄鋼の質の違いは考慮せず、日本から米国への鉄鋼輸出も、25%の関税を追加的に賦課された日本以外の国・地域から米国への鉄鋼輸出も、一律に 37%減少し、その分の鉄鋼輸出が米国以外への輸出に追加されようとする仮定している。この仮定において、日本は、米国向け鉄鋼輸出が減少した分のどの程度を、米国以外への鉄鋼輸出の増加により補うことができるだろうか。

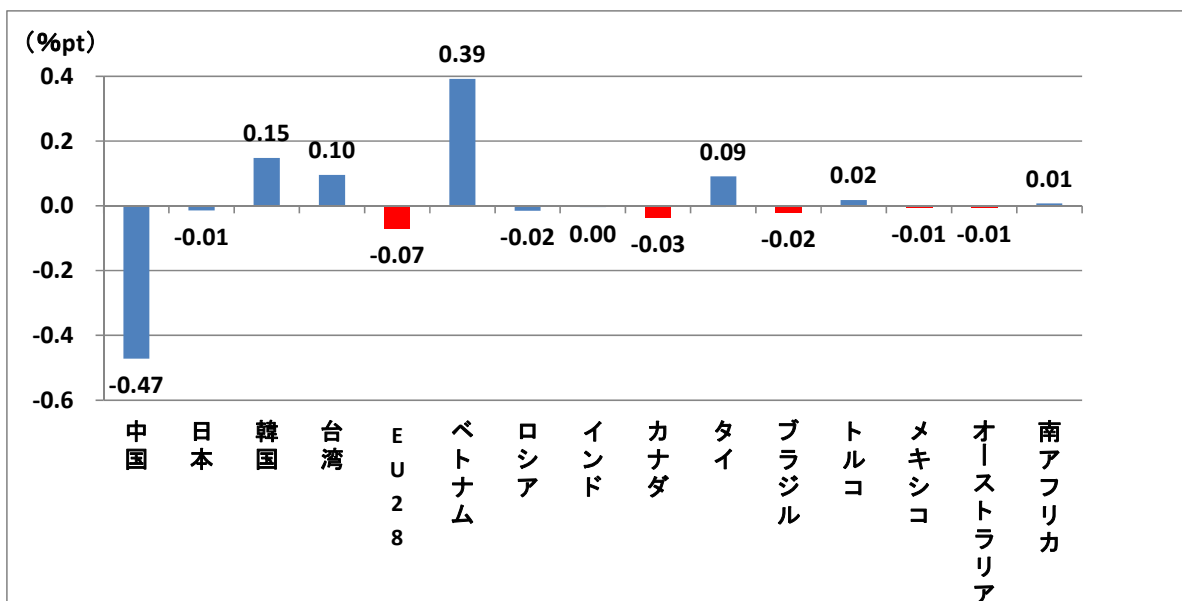
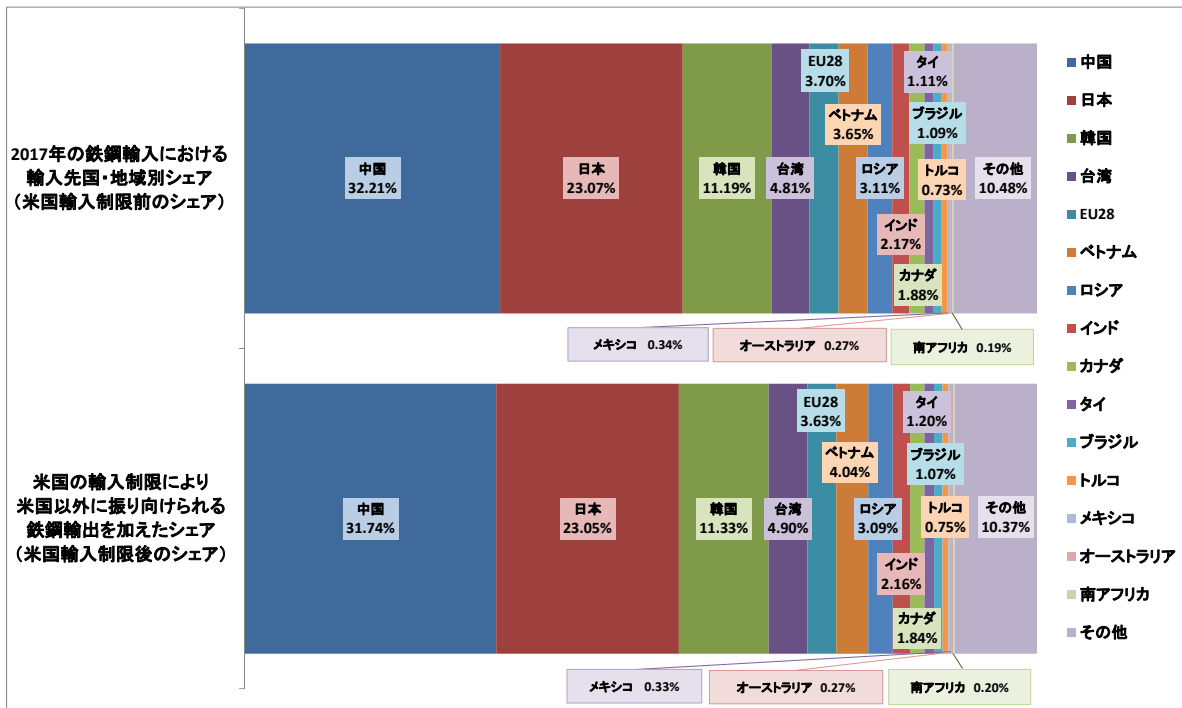
日本の主な鉄鋼輸出先における鉄鋼輸入の輸入先国・地域別シェアが米国の輸入制限によりどう変化するかを見るにあたっては、日本の主な鉄鋼輸出先の 2017 年の鉄鋼輸入における輸入先国・地域別シェアを、米国の輸入制限前のシェアとする。そして、2017 年の鉄鋼輸入に、米国の輸入制限により日本の主な鉄鋼輸出先に向かう鉄鋼輸出として既に集計した結果を加えて算出される輸入先国・地域別シェアを、米国の輸入制限後のシェアとする。

この考え方にに基づき、日本の主な鉄鋼輸出先の鉄鋼輸入の米国の輸入制限前後の輸入先国・地域別シェアを見たものが図表 5 の上段で、米国の輸入制限前後でシェアがどのように変化しているかを見るため、米国の輸入制限後のシェアから米国の輸入制限前のシェアを引いた値を輸入先国・地域別に見たものが、図表 5 の下段である。

この図表 5 を見ると、日本のシェアは、上昇しておらず若干低下している。このことは、日本の主な鉄鋼輸出先において鉄鋼輸入に対する需要が増えないという仮定においては、米国の輸入制限により日本の米国向け輸出が減少しても、日本が米国以外への輸出を増やすことは難しいことを示している。

当面の間、鉄鋼輸入制限の適用除外となったカナダ、EU28、ブラジル、メキシコ、オーストラリアの、米国の鉄鋼輸入におけるシェアの合計は過半に上っており、それらの国・地域の米国向け鉄鋼輸出が米国以外の国・地域にシフトしないことは、一般論としては、日本が米国以外への輸出を増やす余地をかなり大きくしているはずである。それにもかかわらず、日本は米国以外への輸出を増やすことが難しいのは、米国の輸入制限の適用除外となったこれらの国・地域からの輸出の日本の主な鉄鋼輸出先におけるシェアが、図表 5 に見られる通り、あまり高くないためである。このため、これらの国・地域が日本の主な鉄鋼輸出先において鉄鋼輸出の競争を緩和する余地は小さく、図表 5 におけるこれらの国・地域のシェアの低下幅は、総じて小さい。これらのことの背景には、当面の間米国の輸入制限の適用除外となった国・地域は、主に日本から距離的に遠い、アジアの外の国・地域であることがあると考えられる。

図表5 日本の主な鉄鋼輸出先の鉄鋼輸入における米国の輸入制限前後の輸入先・地域別シェア（上段）とシェアの変化（輸入制限後のシェア－輸入制限前のシェア）（下段）



(注1) 日本の主な鉄鋼輸出先は、2017年における、米国を除く日本の鉄鋼輸出先上位15ヶ国・地域（図表3参照）（鉄鋼輸入国・地域としての本稿の分析対象）。

(注2) 米国の輸入制限により日本の主な鉄鋼輸出先に向かう鉄鋼輸出の集計・推計の方法については、図表4の注4を参照。

(注3) 当面の間米国の輸入制限の対象とならない国・地域（EU28、カナダ、ブラジル、メキシコ、オーストラリア）については、米国の輸入制限により日本の主な鉄鋼輸出先に向かう鉄鋼輸出は、0とする。また、下段のグラフでは、これらの国・地域のシェアの変化を、赤の棒グラフで示す。

(注4) ベトナム、インドネシア、パングラデシュ、パキスタン、サウジアラビア、ロシアの2017年の輸出入については、2017年の実績値が利用できなかったため、過去の実績値や伸び率などにより推計。

(注5) 鉄鋼は、HSコード6桁分類で7206.10~7216.50、7216.99~7301.10、7302.10、7302.40~7302.90、7304.10~7306.9に分類される品目。

(出所) Global Trade Atlas より大和総研作成

他方、図表5でシェアを顕著に拡大させているベトナム、韓国、台湾、タイが、米国向けの輸出を日本の主な鉄鋼輸出先にシフトしようとする事により、日本が米国以外への輸出を増やすことを難しくしている主な国・地域である。これらの国・地域は、鉄鋼輸出における米国向け集中度が日本より高い一方、日本から距離的に近いアジアの国・地域であり、米国に輸出できなくなった鉄鋼を日本の主な鉄鋼輸出先に輸出しようとする傾向が強いと考えられる。

日本から距離的に近いアジアの国・地域の一つである中国は、図表5に見られる通り、日本の主な鉄鋼輸出先の鉄鋼輸入において日本以上のシェアを占めており、日本の鉄鋼輸出の最大の競合相手である。このことは、日本の鉄鋼産業関係者が日本と日本以外の国・地域との鉄鋼輸出の競合を懸念する場合に、第一に想定する競合先は中国である場合が多い背景になっていると考えられる。

ただ、米国の輸入制限が日本の主な鉄鋼輸出先における競合に与える影響においては、図表5における中国のシェアは大きく低下しており、前掲図表4における日本の主な輸出先に輸出されようとする鉄鋼の増加における寄与度においても、中国はベトナム、韓国、台湾を下回っており、中国の輸出が競合を激化させる影響は限定的であると考えられる。このこと背景には、中国の鉄鋼輸出は、2018年3月に米国の輸入制限が開始される前から、米国向けには力強く増加しなくなっていた一方、アジア新興国へのシフトが進展していたことがあると考えられる。

中国の鉄鋼輸出のアジア新興国へのシフトの過程では、アジア新興国における中国と日本の鉄鋼輸出の競合が激しくなったと考えられるが、今後は、ベトナム、韓国、台湾、タイといった中国以外のアジアの国・地域でそれと似た動きが起こり、それらの国・地域と日本の鉄鋼輸出との競合が激しくなる可能性があることに、より注意する必要があると思われる。